



子どもが主に遊ぶ場所(平成30年)

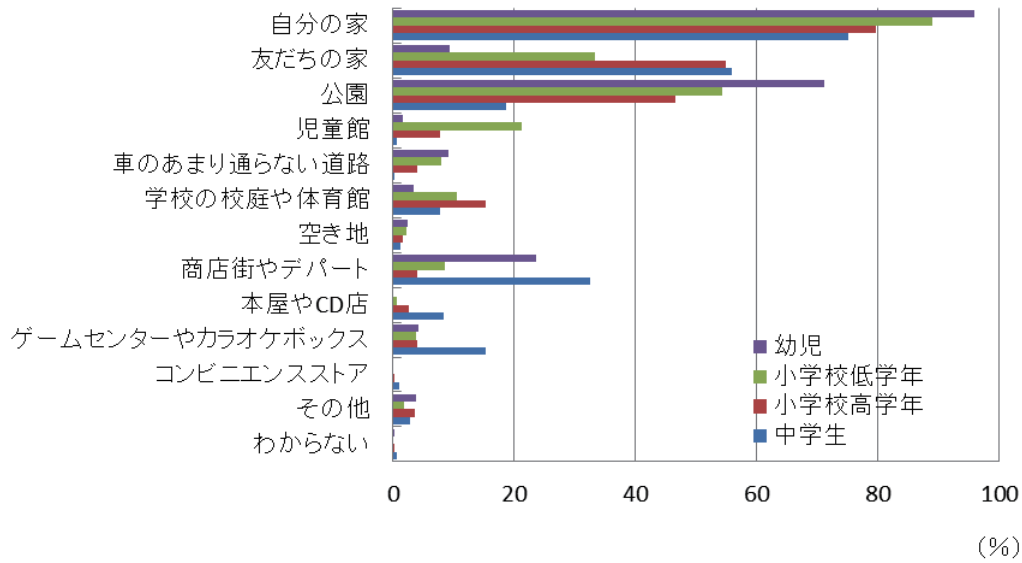


図28 子どもが主に遊ぶ場所

資料) 青森県「子どもと子育てに関する調査」(平成30年)

【資料8】 子どもをめぐる問題

(児童虐待や非行等の様々な問題により、きめ細かな対応を必要とする子どもが増えている)

(1) 子どもをめぐる問題の動向

児童相談所の児童虐待相談対応件数が全国的に増加しており、本県においても、平成20年度の445件から平成30年度には1,413件と約3倍となっています。子どもへの虐待相談対応件数が増加する要因としては、近年の都市化や核家族化の進行等により、家庭が地域から孤立しがちな状況下で、育児不安や育児の負担感等に起因する虐待そのものが増加していること、児童虐待の防止等に関する法律の成立により虐待に対する社会の認識が高まり、通告などが増加してきたことや、DV目撃等警察を始め関係機関からの通告が増えたことなどが指摘されています。子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすものであり、社会全体が取り組まなければならない課題です。

児童虐待相談対応件数の推移

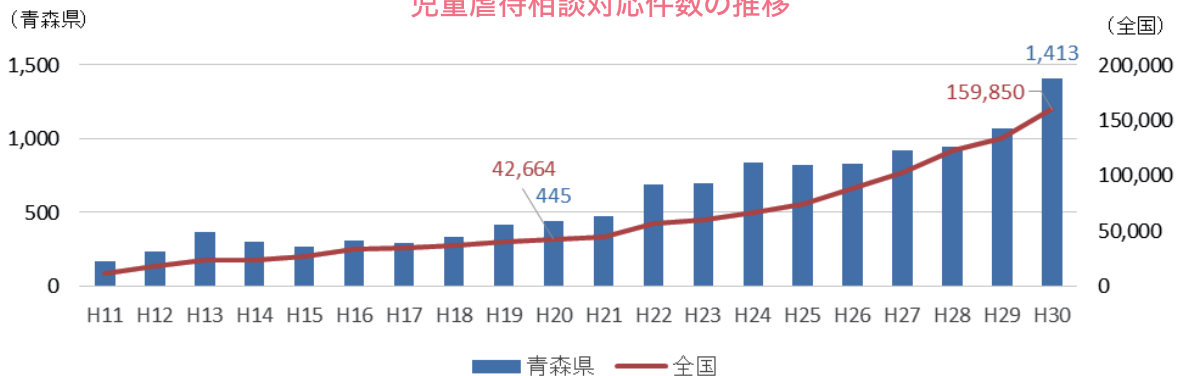


図29 児童虐待相談対応件数の推移

資料) 厚生労働省「福祉行政報告例」

本県の公立小学校における不登校の状況は、平成25年度から上昇に転じ、平成26年度からは、200人を超えて推移するようになりました。全国と本県の出現率を比較すると、すべての年度で本県が下回っているものの、出現率の上昇に歯止めがかからない状況にあります。本県の公立中学校における不登校数の状況は、平成26年度まで減少を続けていましたが、平成27年度からは再び上昇傾向にあります。小・中学校ともに少子化により在籍者数が減少しているものの出現率は上昇しています。

不登校対策として、児童生徒が安心して学べる環境づくりを推進し、不登校の未然防止、早期対応に努めるとともに、教員の資質の向上や関係機関のネットワーク体制の強化に取り組むことが必要です。

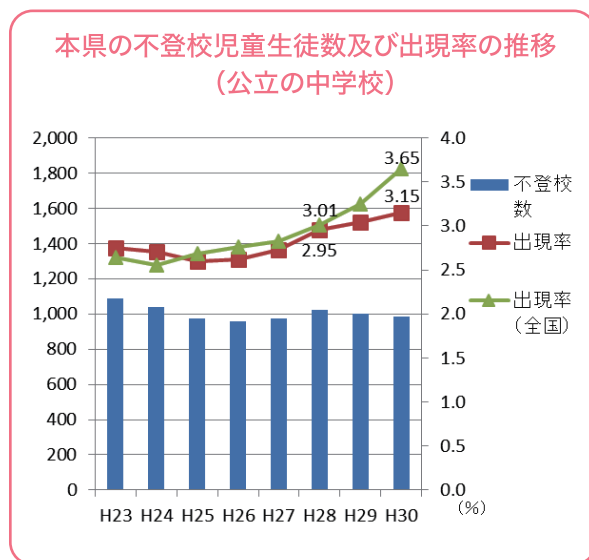
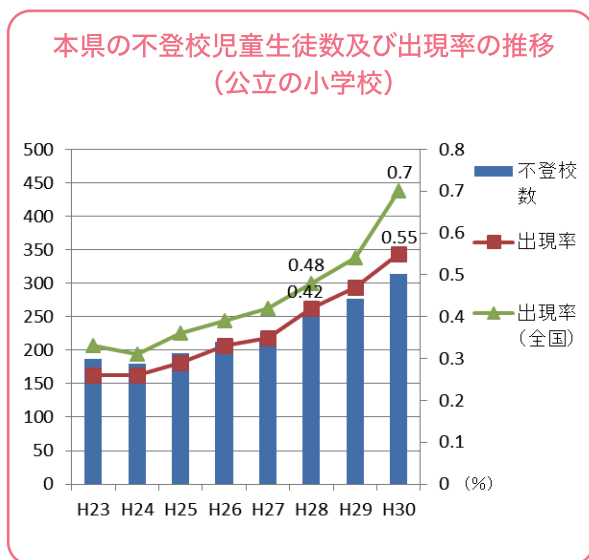


図30 本県の不登校児童生徒数及び出現率の推移 (公立の小・中学校)

資料) 文部科学省調査

少年非行についてみると、刑法犯少年（刑法に触れる行為をした14歳未満の少年及び刑法を犯した14歳以上20歳未満の少年のこと）の検挙・補導者は、平成25年の557人に対し、平成30年は209人と大幅に減少しています。このうち、中学生・高校生が占める割合は、平成20年が全体の約8割であったことに対し、平成30年は約5割と大幅な減少となりました。小学生は55人と前年より11人の増加、中学生は57人と前年より16人の減少、高校生は51人と前年より5人の増加となっています。また、少年非行のうち、万引きが全体の51.7%を占めていることから、少年の健全育成に関わる機関・団体が連携して、万引きを中心とした少年非行防止の取組を推進していくことが一層必要となっています。さらに、不健全性的行為（少年の健全育成上支障のある性的行為）をしていたことにより補導された人数について、平成30年は男子8人、女子15人の計23人が補導されており、男女ともに年々減少しています。学職、男女別で見ると高校生女子の補導件数が全体の48%を占めています。子どもを犯罪の被害から守る地域づくりとともに、子ども自身も正確な性の知識と犯罪から身を守るための教育が必要です。



本県の刑法犯少年の学職別検挙・補導状況の推移

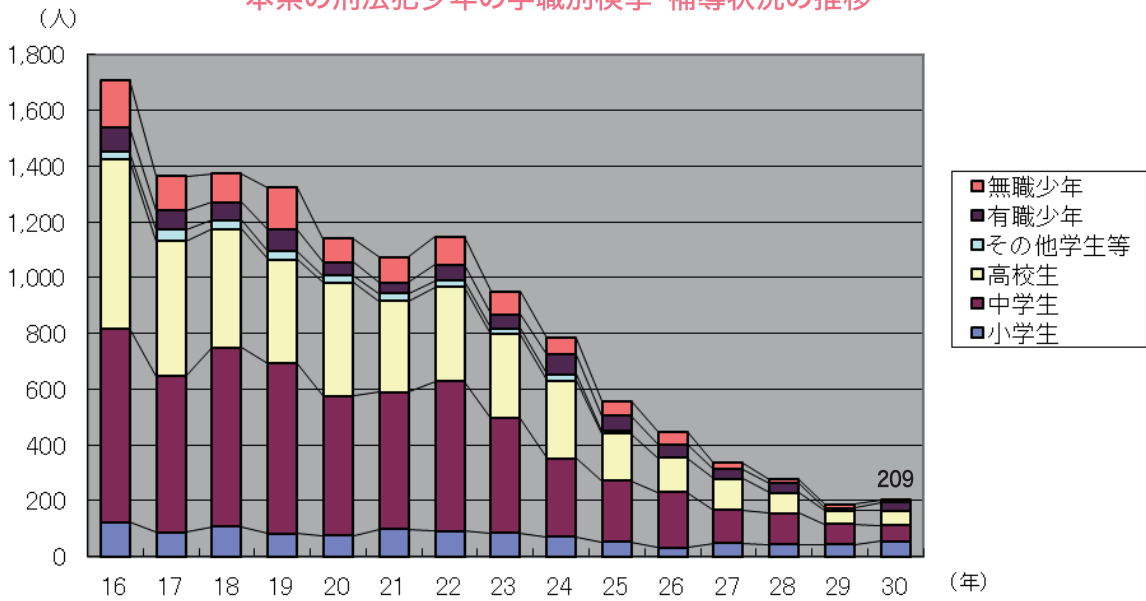


図31 本県の刑法犯少年の学職別検挙・補導状況の推移

資料) 青森県警察本部

本県における不健全性的行為少年の推移

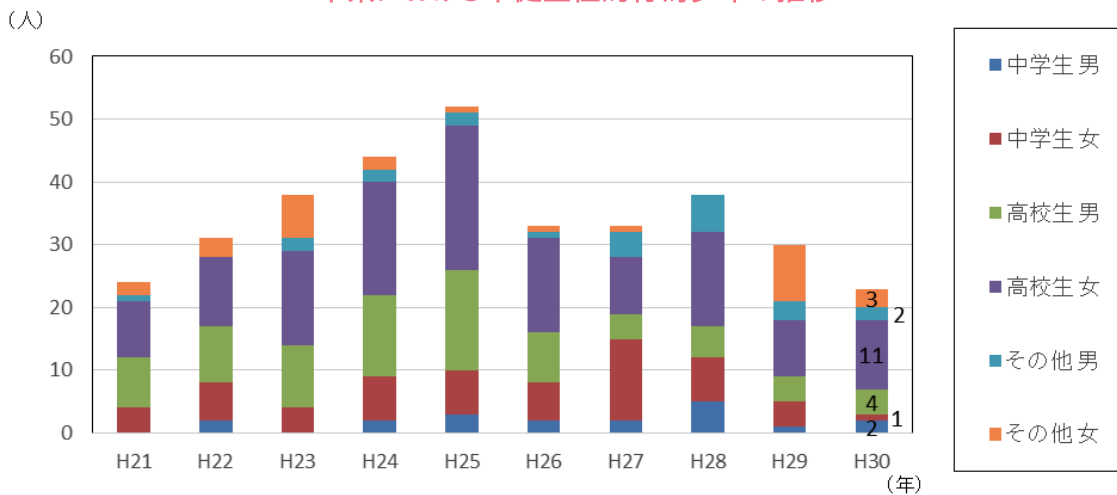


図32 本県における不健全性的行為少年の推移

資料) 青森県警察本部

(2) 子どもの安全をめぐる動向

交通事故によって死亡または負傷した幼児、小学生及び中学生の数について、平成30年は167人と前年に比べて47人減少し、平成25年以降減少傾向で推移しています。また、6歳未満におけるチャイルドシート使用率については、平成28年の調査までは全国平均を下回っていたものの平成29年以降は全国平均を上回り、令和元年の調査では73.5%と、調査開始後初めて着用率が7割を超えています。子どもを交通事故被害から守るため、保護者等に対するチャイルドシートを含めたシートベルト装着義務化の広報によるシートベルト・チャイルドシート着用率の向上及び子ども自身や地域による交通安全意識の高揚を図ることが必要です。

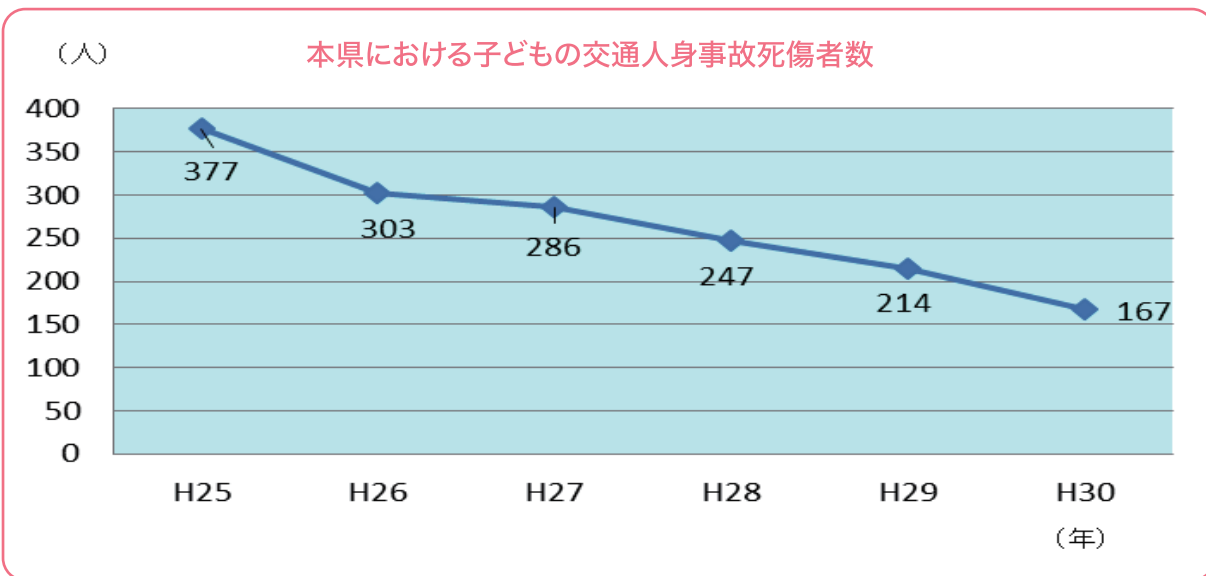


図33 本県における子どもの交通人身事故死傷者数

資料) 青森県警察本部

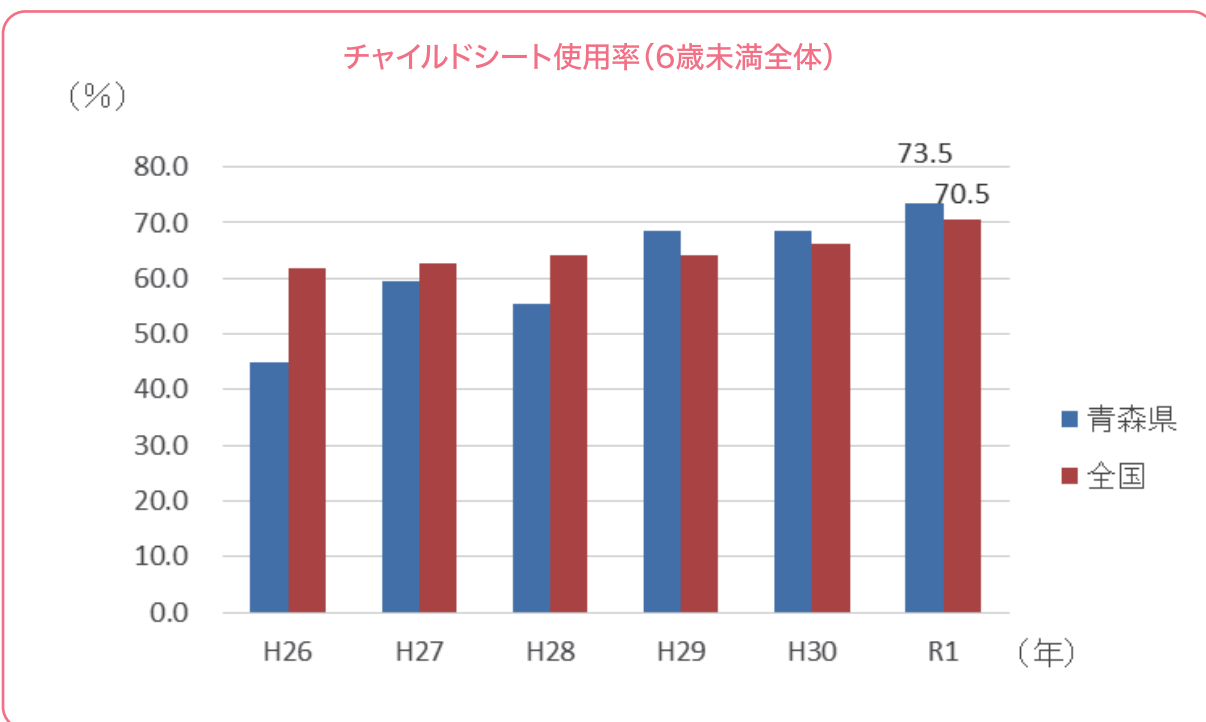


図34 チャイルドシート使用率(6歳未満全体)

資料) 警察庁/日本自動車連盟「チャイルドシート使用状況全国調査」



[資料9] 特に支援を必要とする子どもの状況 (家庭的環境での支援、自立と社会参加に向けた支援が求められている)

(1) 児童虐待防止対策の状況

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題です。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化が求められています。本県の全市町村には、要保護児童等について関係者間で情報の交換と支援を行うための要保護児童対策地域協議会が設置され、住民に身近な市町村における児童家庭相談業務の体制整備が図られてきています。また、市町村と児童相談所がそれぞれ本来果たすべき役割をきちんと果たし、適切に連携できる仕組みを構築するため、「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を定め、対応してきています。児童相談所が児童虐待に十分に対応するためにも、市町村や関係機関と適切に役割を分担し、互いに連携を図っていくことが必要になっています。

本県の児童相談所及び市町村の児童虐待相談対応件数

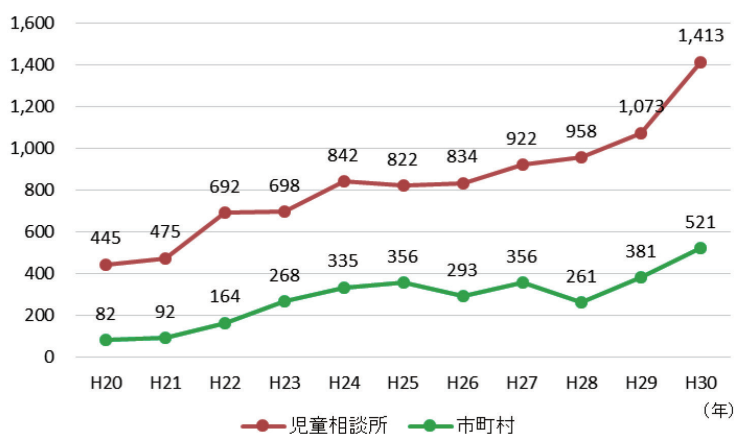


図35 本県の児童相談所及び市町村の児童虐待相談対応件数

資料) 厚生労働省「福祉行政報告例」

(2) 社会的養護関係施設の状況

① 社会的養護関係施設の状況

社会的養護を必要とする子どもに対しては、生活の中で一人ひとりの育った背景やニーズに合わせた丁寧なケアを行うとともに、将来的な自立に向けた力を育み、自立を支援する必要があります。

社会的養護関係施設には、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）があります。

また、この他の社会的養護の形態として、里親とファミリーホームがあります。

平成31年4月時点で、県内には、乳児院が3か所、児童養護施設が6か所、障害児入所施設が12か所、児童心理治療施設と児童自立支援施設がそれぞれ1か所、母子生活支援施設が3か所、ファミリーホームが5か所あります。また、平成31年4月時点の里親の登録状況は、養育里親109世帯、専門里親20人、養子縁組里親33世帯、親族里親8世帯となっています。

乳児院や児童養護施設は、今後、小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」において、子どもの情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活を支援する高機能な養育を行うとともに、その専門性を里親支援や地域支援などにおいても発揮する多機能化・機能転換を図ることが求められています。

② 青森県家庭的養護推進計画の達成状況

本県では、平成27年3月に、家庭的な環境の下での社会的養護を推進する「青森県家庭的養護推進計画」を策定し、社会的養護を必要とする子どもについて、里親・ファミリーホーム、乳児院と児童養護施設の施設本体（すべて小規模グループによるケア）、グループホームの入所割合を15年かけてそれぞれ3分の1ずつにするという目標を掲げ、取組を進めてきました。

令和元年度は、この「青森県家庭的養護推進計画」の前期終了年度となっています。4月1日時点で、施設の地域分散化を進めるためのグループホームの数は目標に達していませんが、里親等委託率（社会的養護が必要な子どものうち、里親家庭やファミリーホームで暮らす子どもの割合）は目標値を大きく上回っています。

一部目標が達成されていない原因として、社会的養護を必要とする子ども数が、計画策定時点の推計値を大きく下回っていることなどが挙げられます。

今後は、前述のとおり施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めるとともに、家庭と同様の環境で養育される里親等委託が必要な子どもが、確実に里親等委託されるよう、受け皿となる里親を増やしていくことが必要です。

青森県家庭的養護推進計画の前期目標と達成状況

	施設関係			里親・ファミリーホーム関係	
	小規模グループケア数		グループホーム数	里親等委託児童数	里親等委託率
	児童養護施設	乳児院			
前期目標 (令和元年度)	5施設で 10ユニット	全3施設で 6ユニット	5施設で 11か所	106人	18.4% (令和2年度)
達成状況 (平成30年度時点)	5施設で 12ユニット	全3施設で 4ユニット	3施設で 5か所	89人	27.8%

表36 青森県家庭的養護推進計画の前期目標と達成状況

資料) 青森県こどもみらい課

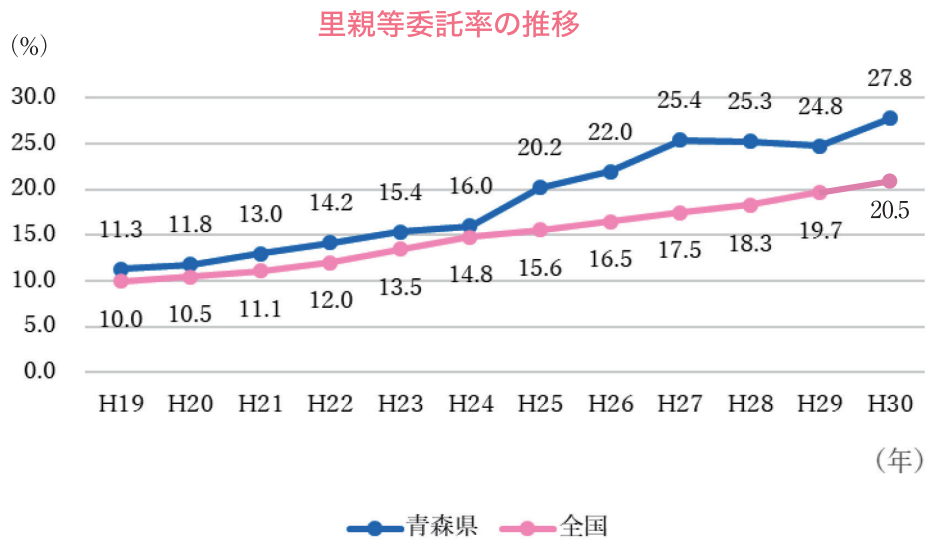


図37 里親等委託率の推移

資料) 厚生労働省「福祉行政報告例」

(3) 児童相談所等における児童相談対応の状況

児童相談所における児童相談対応件数は、全体としてはほぼ横ばいですが、養護相談が増加傾向にあります。これは児童虐待相談件数の増加によるもので、平成30年度の児童虐待相談対応件数はこれまでで最も多い1,413件となりました(図35)。

市町村の児童虐待相談対応件数も、平成30年度には521件と、10年前の平成20年と比べると439件の増加となっています(図35)。

児童相談所や市町村が、児童虐待相談を含む児童相談に十分に対応するため、体制強化が求められています。

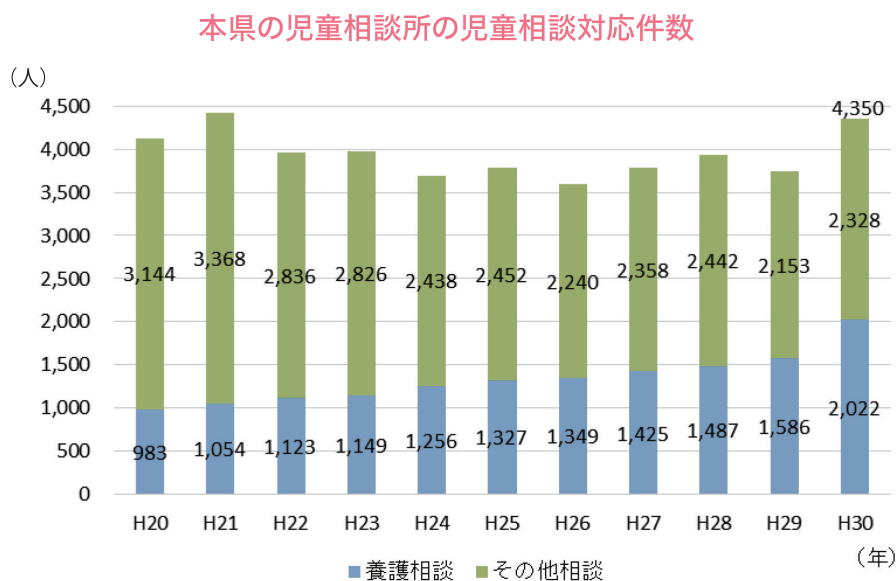


図38 本県の児童相談所の児童相談対応件数

資料) 厚生労働省「福祉行政報告例」

(4) 障害のある児童生徒の状況

本県の令和元年度の特別支援学校在籍者数は1,697人と、ほぼ横ばいになっています。

一方で、令和元年5月1日現在の小・中学校の特別支援学級在籍者数は、2,488人と毎年増加し、特に、自閉症・情緒障害を対象とする在籍者数が増加しています。

また、小・中学校において通級指導教室を設置している学校数は、平成25年度の21学級から令和元年度には28学級となり、通級による指導を受けている児童生徒数も平成25年度の534人から令和元年度には785人と増加傾向にあり、小・中学校において、発達障害等により特別な教育的ニーズのある児童生徒が増えていきます。

「青森県民の意識に関する調査」（平成30年）において、「障害のある児童生徒に適した教育上の支援がなされること」について、「重要である」、「やや重要である」と回答した割合は80.5%ですが、このことについて「満たされている」と回答した割合はわずか3.7%にとどまっており、「やや満たされている」との回答（12.8%）を加えても、20%に満たない状況となっています。一層の自立と社会参加に向けて、関係機関連携の下、障害の適切な理解及び対応を社会全体で行いつつ、個々のニーズに応じた支援に引き続き取り組むことが必要です。

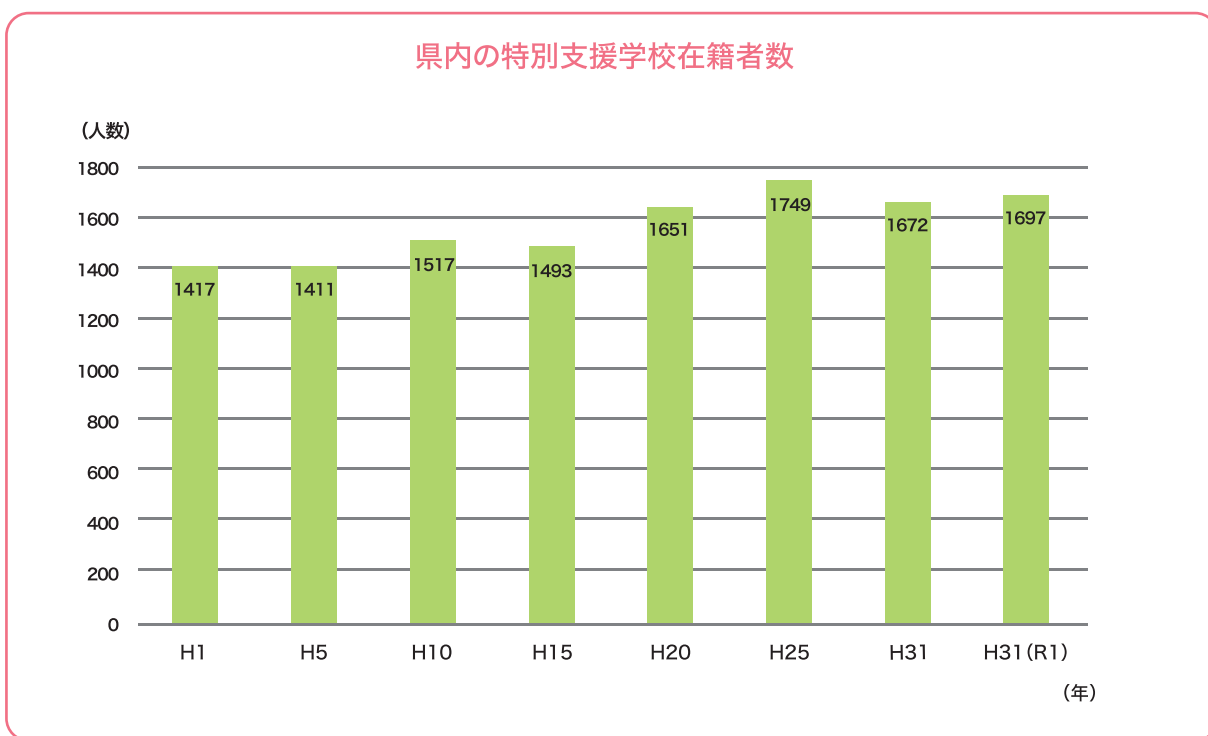


図39 県内の特別支援学校在籍者数

資料) 文部科学省「学校基本調査」



本県の障害種別特別支援学級在籍者数

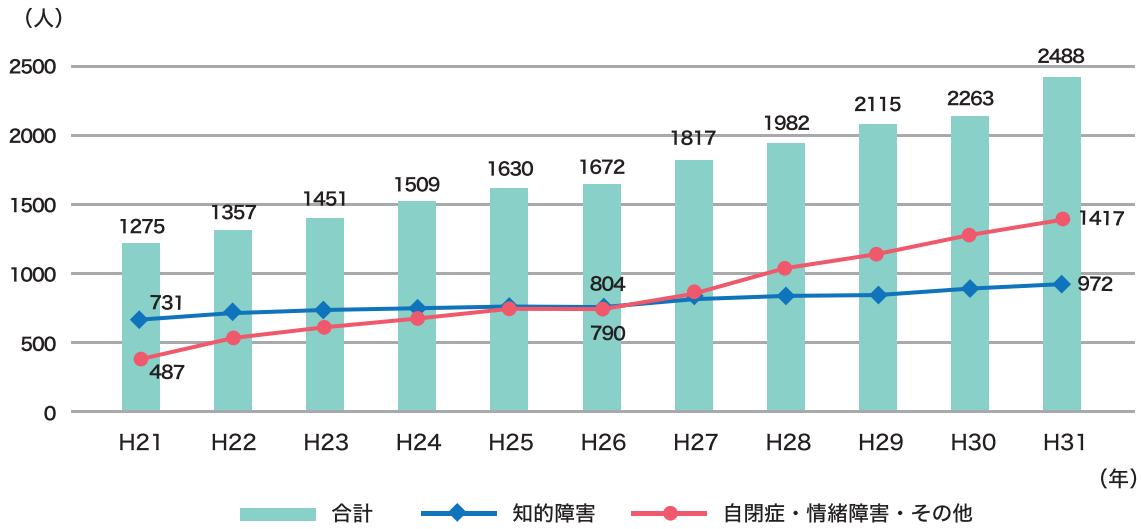


図40 本県の障害種別特別支援学級在籍者数

資料) 青森県学校教育課

県内の小・中学校における通報指導教室設置校数および 通報により指導を受けている児童生徒数

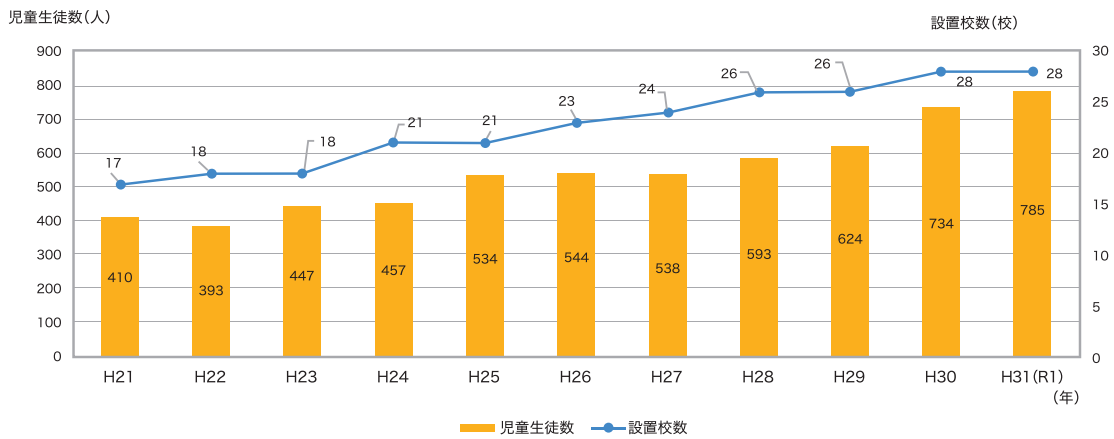


図41 県内の小・中学校における通報指導教室設置校数および通報により指導を受けている児童生徒数

資料) 青森県学校教育課

[資料10] 仕事と生活の調和をめぐる状況
(男女を問わず、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりが求められている)

(1) 子育ての実態

家族の小規模化や核家族化が進むことにより、祖父母などが直接子育てを援助したり、育児の知識を伝える機会が少なくなります。また、家庭では父親の家事・育児参加が不可欠です。平成28年「社会生活基本調査」によると、本県における平日の男性の家事・育児時間は平均21分、女性は2時間37分となっており、平成23年の調査より男性では1分減少し、女性では6分減少しています。土曜日・日曜日の男性の家事・育児時間については前回調査より増加しているものの、男女の家事・育児に費やす時間の差は依然として大きなものがあります。

青森県「子どもと子育てに関する調査」（平成30年）によると、夫婦間の子育てに関する役割分担の実態について、男性は自分の役割分担を3割と答えた人が25.2%と最も多く、4割以下と答えた人の割合は全体の75.5%を占めています。女性は8割と答えた人が26.5%と最も多く、6割以上と答えた人の割合が全体の85.6%を占めています。一方、どの程度の役割分担が適切と考えているかについては、男女ともに5割が最も多く、男性では3割から5割に全体の86.1%が集中し、女性では5割から7割に全体の86.5%が集中しています。また、子育てに対する辛さ・不安・悩みについて、「子育ては親の責任といわれ、不安と負担を感じる」及び「自分の自由時間がない」と答えた母親が父親より多くなっており、子育てについての母親の精神的負担感が父親に比べて強くなっていることがうかがえます。

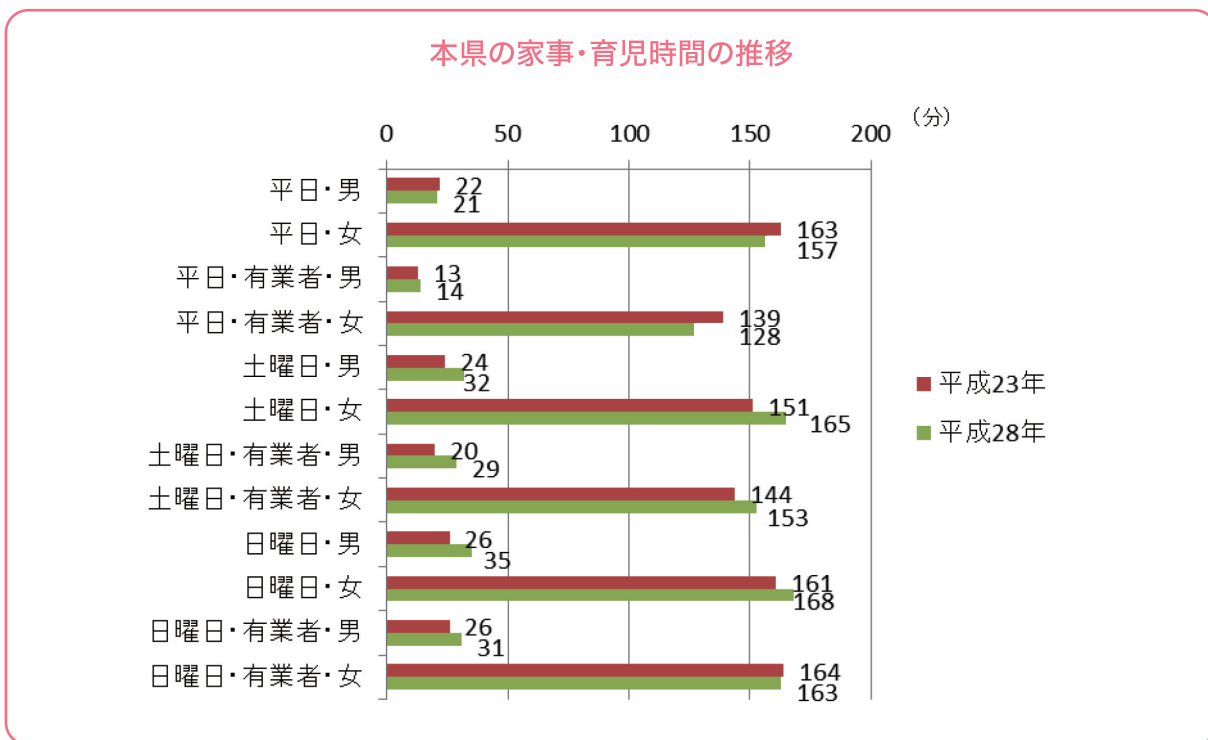


図42 本県の家事・育児時間の推移

資料) 総務省「社会生活基本調査」



子育てに関する男女別の役割分担について

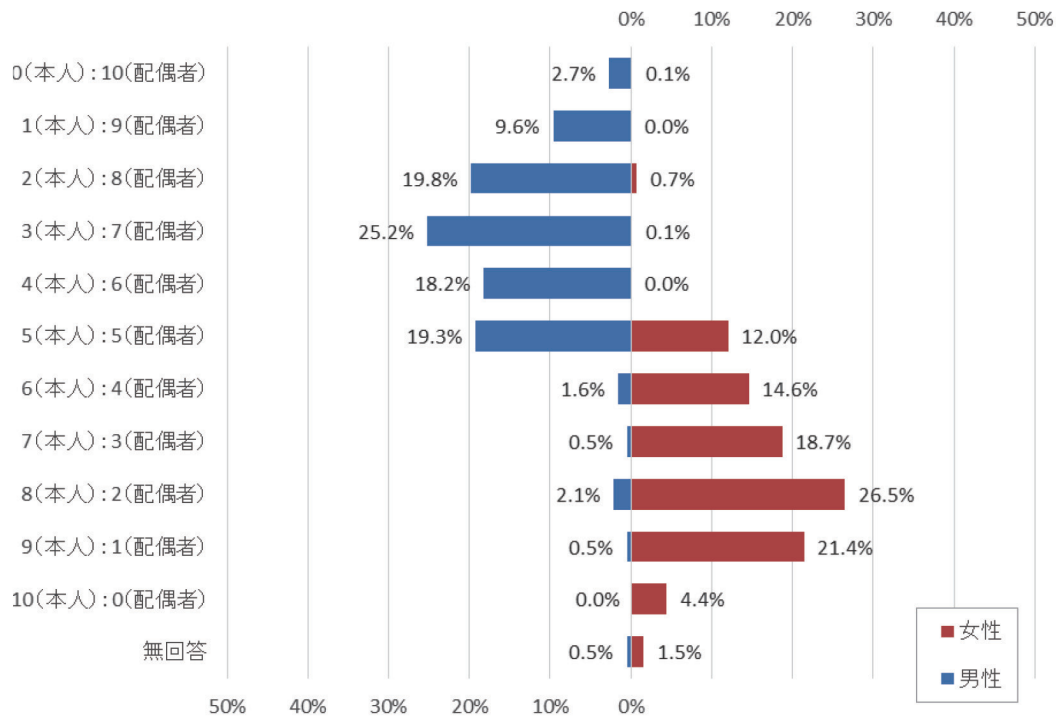


図43 本県の子育てに関する男女別の役割分担について

資料) 青森県「子どもと子育てに関する調査」(平成30年)

(2) 育児休業の取得状況等

青森県「中小企業等労働条件実態調査」(平成30年)によると、事業所の就業規則に育児休業の規定がある事業所は89.3%となっています。事業所規模別にみると、従業員が300人以上及び100～299人の事業所においては、回答があった事業所全て(100%)に規定がありますが、事業所の規模が小さくなるとともに規定がない事業所が多くなり、9人以下の事業所の46.3%は規定がない状況にあります。本県の育児休業の取得状況(平成30年12月31日現在)をみると、出産した女性で利用した割合は94.8%、配偶者が出産した男性で利用した割合は2.1%であり、全国の女性82.2%、男性6.2%(平成30年10月1日現在)に比べると男性の割合が低い水準となっています。育児休業取得については、就業規則の有無にかかわらず、一定の要件を満たす労働者は男女を問わず取得が可能なことや、男女共同参画の観点からも男性が育児休業を取得しようとする社会的気運の醸成に努める必要があります。

事業所規模別就業規則の育児休業規程の有無

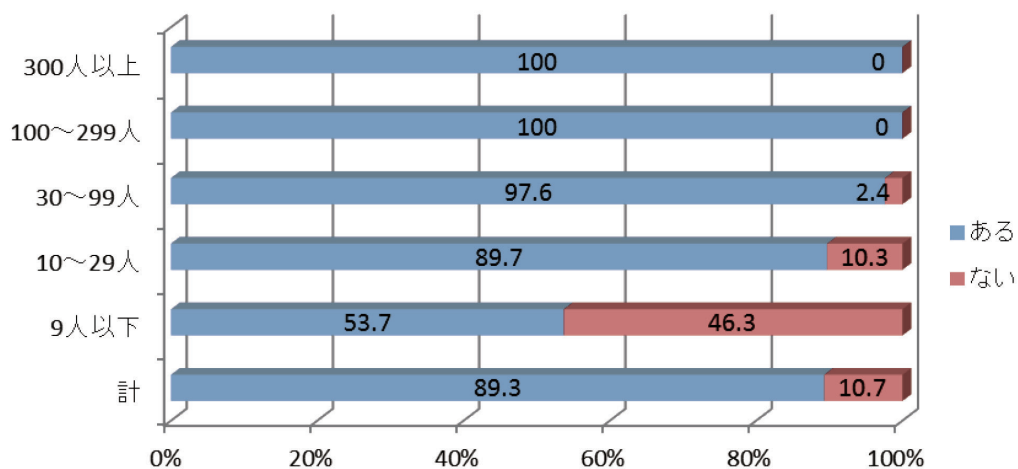


図44 事業所規模別就業規則の育児休業規程の有無

資料) 青森県「中小企業等労働条件実態調査」(平成30年)

育児休業の取得状況

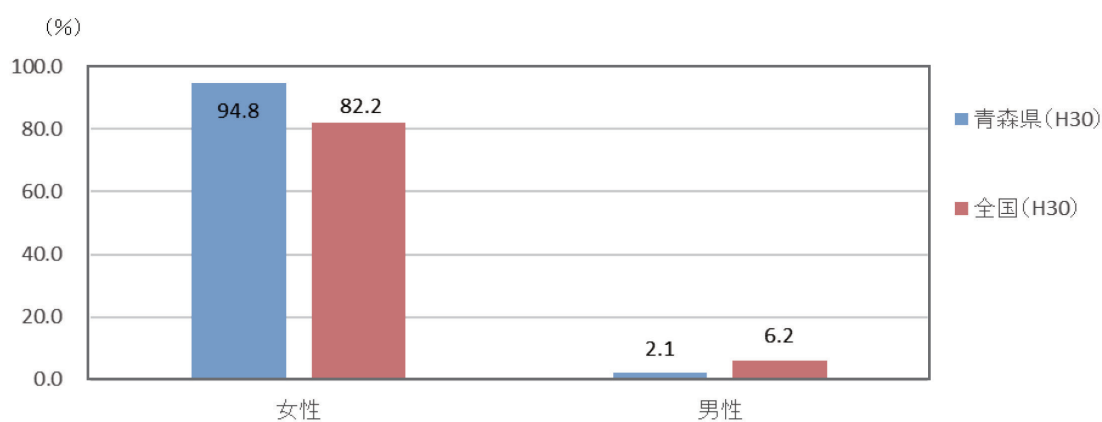


図45 育児休業の取得状況

資料) 厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成30年) 青森県「中小企業等労働条件実態調査」(平成30年)

少子化、核家族化が進行する中で、子育てと仕事を両立するためには職場の理解が不可欠です。青森県「子どもと子育てに関する調査」(平成30年)によると、女性が子育てと仕事を両立する上で必要な職場の制度としては、「子どもの病気やけがの時に休暇が取れる」が58.5%と最も多く、次いで「産前産後の休暇や育児休業が十分にとれるようにする」52.0%、「育児休業中の給与の一部保障などの経済的支援をする」41.6%の順となっており、緊急時のニーズへの対策が必要となっています。